

業種別 償却資産の具体例

業 種	資 産 の 名 称
共通のもの	舗装路面、塀、フェンス、看板、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター 等
不動産貸付業	屋外照明、屋外給排水設備、コンクリートの塀、フェンス、植木等の緑化施設、 アパートの駐車場等の舗装（アスファルト・コンクリート） 等
太陽光発電事業	太陽光発電設備（ アパート・店舗等の屋根への設置分も対象 ）、フェンス、監視カメラ、舗装路面 等
小売店	陳列ケース、冷蔵・冷凍機付き陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍機 等
飲食店	接客用家具、厨房設備、カラオケ、放送設備、冷蔵庫、冷凍機、室内装飾品 等
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容椅子、タオル蒸器、放送設備、サインポール 等
加工業・修理業	旋盤、ボール盤、プレス機、圧縮機、受変電設備、測定工具、検査工具 等

農業経営者 償却資産の具体例

用 途	資 産 の 名 称
農機具	田植え機、稲刈り機、耕運機、脱穀機、スプリンクラー、噴霧器 等
車両	トラクター、コンバイン 等 ※ ナンバーを取得して公道を走ることができる車両は除く。
構築物	ビニールハウス、ネット、フェンス 等

太陽光発電設備（償却資産）について

設置者	売電方法	申告の有無
法人・個人（事業用）	全て売電	事務所・工場・アパート・遊休地等に設置しているものは、事業用資産になり、償却資産の申告が必要です。
	余剰電力の売電	
	売電しない	
個人（住宅用）	全て売電	10kw以上の発電量の場合、事業用資産になり、償却資産の申告が必要です。
	余剰電力の売電	
	売電しない	申告は不要です。

洪水ハザードマップが新しくなりました

市では、国から示された新たな避難警戒レベルや県が指定した土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を追加した洪水ハザードマップを作成しました。

また、避難の心得や災害情報の入手方法など災害から身を守るための情報を掲載しています。災害に備えた事前の対策に活用してください。

新しい洪水ハザードマップは、今月、自治会の毎戸配布を行います。また、市内公共施設に設置するほか、市公式ウェブサイトでもご覧いただけます。



地図面に関する問合せ

土木管理課（7階） ☎ (20) 1537 FAX (20) 1605

情報面および避難所に関する問合せ

防災対策課（4階） ☎ (36) 7580 FAX (20) 1602

